

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月20日 19時53分ごろ
発生場所	関門港関門航路 門司埼灯台から真方位029° 540m付近 (概位 北緯33° 58.0′ 東経130° 58.0′)
事故の概要	漁船TARIは、南西進中、また、漁船第二十八開洋丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 TARI（ベリーズ籍）、386トン 9167760（IMO番号）、SIGMA MARINE TECHNOLOGY CO., LTD. B 漁船 第二十八開洋丸、293トン 114751、有限会社開洋水産
乗組員等に関する情報	A 船長A、暫定締約国資格受有者承認証 船長（近海における500トン未満限定）（ベリーズ発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷前部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に凹損、同部ブルワークに曲損、救命いかだのコンテナに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、東流約3.5ノット（早鞆瀬戸）
事故の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、南西進中、船長Aが、左舷船尾方からB船が接近することを知ったが、間もなく追越し禁止区間に差し掛かるので、B船がA船を追い越すことはないと思っていたところ、左舷至近に接近したB船を認めた。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、南西進中、船長Bが、A船の左舷側を追い越すつもりで航行中、折からの反航船に接近しないよう、僅かに右転したところ、A船に接近し過ぎたことに気付いた。 海上保安庁関門海峡海上交通センターは、VHF無線電話により、A船に対してはA船からの位置通報時に、B船に対しては関門航路入航前にそれぞれを呼び出し、情報の提供や関門航路における航法についての指導を行った。
分析	A船は、船長Aが、B船はA船を追い越すことはないと思い、B船がA船の左舷至近に接近するまで追い越されていることに気付かなか

	<p>ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船の左舷側を追い越すつもりで航行中、折からの反航船に注意を向け、右転したことから、A船に接近したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長Bが、A船の左舷側を追い越すつもりで航行中、折からの反航船に注意を向け、右転したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>